

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1) 運営に関する基準					
①	全サービス共通	運営規程を変更する必要があったが、変更していない(変更届出書を提出していない。)	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、運営規程に変更があったときは、変更届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 貴事業所では、従業員の勤務体制等に変更があり、運営規程を変更する必要があったが、変更届出書を提出していなかった。 運営規程を変更し、変更届出書を提出すること。	○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例(以下「市条例」という。)第24条ほか ○大村市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関する規則第4条第1項第2号	・変更届出書については、サービスごとに提出する必要があります。 ・運営規程において定める「従業員の員数」については、「〇人以上」と記載することができます。
②	全サービス共通	個人情報に関する同意について、利用者の家族の同意を得ていない。	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。 貴事業所では、利用者の家族の同意について確認できないものがあった。 自己点検を行い、当該家族の同意を得ること。	○市条例第29条第3項ほか	・個人情報に係る利用の同意については、「利用者」と「利用者の家族」、それぞれの同意が必要です。
③	全サービス共通	サービスの提供に係る記録の保存期間が誤っている。	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 貴事業所では、契約書において、「サービスの記録は、この契約終了後2年間保管します。」との記載があった。 当該契約書の文言を修正すること。	○市条例第36条第2項ほか	・利用者に対するサービスの提供に係る記録については、「サービスの完結の日」から「5年間」保存する必要があります。
(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準					
①	全サービス共通	介護職員処遇改善計画書について、全ての介護職員に周知していない。	処遇改善加算について、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 貴事業所では、処遇改善加算の概要は確認できたが、計画書を全ての介護職員に周知したと判断できる記録が確認できなかった。貴法人の全ての介護職員に周知すること。	○大村市指定訪問サービス及び指定通所サービスに要する費用の額の算定上の留意事項に関する要領(以下「市算定要領」という。)第2の2の(10)ほか ○厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省令告示第95号)第130号において準用する第48号ほか	・介護職員処遇改善加算の対象となる全ての介護職員に周知する必要があります。 ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算についても、介護職員処遇改善加算と同様に、対象となる全ての職員に周知する必要があります。
②	生きがい対応型通所サービス	サービス提供体制強化加算に係る職員の割合の算出方法について確認していない。	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)については、生きがい対応型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であることが要件となる。 また、当該要件に係る職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとされている。 貴事業所においては、令和4年度の当該加算の算定要件となる令和3年4月から令和4年2月までの職員の割合を算出していなかったことを聞き取った。 当該加算については、指定申請を行った時点で要件を満たしていれば良いという加算ではなく、毎年度職員の割合を算出する必要があることに十分留意すること。また、令和3年4月から令和4年2月までの職員の割合を算出し、その結果について回答すること。	○市実施規則別表3(9) ○市算定要領第2の4(12)イ	・サービス提供体制強化加算について、職員の割合を算出するに当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとされていますので、毎年度、勤務実績等の確認が必要です。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
③	生きがい対応型通所サービス	運動器機能向上加算の算定要件について確認していない。	<p>運動器機能向上加算に係る運動器機能向上サービスについては、以下の①から⑥のとおり、実施すること。</p> <p>①利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。</p> <p>②理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(以下「長期目標」という。)及び長期目標を達成するための短期目標を設定すること。長期目標及び短期目標については、地域包括支援センター等において作成された当該利用者に係る介護予防ケアプランと整合が図れたものとする。</p> <p>③利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるもの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。</p> <p>④運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>⑤利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。</p> <p>⑥運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告すること。地域包括支援センター等による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記①から⑥までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。</p> <p>貴事業所においては、利用開始時のサービスの提供に際して考慮すべきリスク等の把握、短期目標に応じた利用者の運動の機能の状況についてのモニタリング記録や事後アセスメントの結果について地域包括支援センターへの報告が行われていない(継続利用の判断がなされていない)等の事例が確認された。</p> <p>改めて各要件を確認した上で、今後の実施の方法を改善し、その内容について報告すること。</p>	〇市算定要領第2の4(7)	・通所介護及び地域密着通所介護(要介護者対象)における「個別機能訓練加算」と、生きがい対応型通所サービス(要支援者等対象)における「運動器機能向上加算」については、それぞれ要件が異なりますので、各要件をきちんと確認してください。